令和7年度 伊勢市障害福祉サービス事業者等指導・監査方針

1 基本方針

障害福祉サービスの提供に当たって、事業者には法令を遵守した適正な事業の運営と利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、人権擁護、身体や生命の安全に関わる取組等、サービスの質の確保・向上が求められている。

このため、運営指導に当たっては、法令・基準の遵守と適正なサービス提供に重点を置くとともに、人権擁護、危機管理への取組、業務管理体制の整備について、指導・支援の充実を図っていくこととする。

近年、不正受給等による指定取消等や障がい者に対する虐待事案が報道されているが、これらは制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、これらの情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと、機動的な監査を実施し、不適正な事実が発見された場合には、関係法令等に基づき厳正な措置を講ずるものとする。

また、当市においては、指定事業所に対し指定の有効期間内に１回以上の運営指導が実施できていない状況にあることから、集団指導に一層の重点を置き、不祥事の未然防止についても万全を期することとする。

なお、指導・監査に当たっての重点項目については次のとおりとする。

2 指導・監査の実施について

- 運営指導については、原則、選定された事業所において、面談方式により実施する。（事業所の選定方法については４に記載）
  ただし、状況に応じて、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用するなど、指導手法を工夫して実施することにより、効率的かつ効果的な指導を行うこととする。
- 監査については、監査を行うべき事案が生じた場合は、速やかに伊勢市障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援等事業者等指導監査実施要綱に基づき適切に対応することとする。

3 重点項目

① 法令遵守の状況について

- 人員基準及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか。
- 適正な報酬の請求が行われているか。

② サービスの質の確保・向上について

- サービス等利用計画、障害児支援利用計画（以下「計画」という。）の策定に係る一連の業務（アセスメント、計画原案作成、サービス担当者会議、利用者への説明及び同意、計画の交付、モニタリング、計画の見直し）が適切に行われ、利用者の状態に即した計画が策定されているか。

・　利用者の人権擁護等について、職員への周知徹底並びにそれらを確保するための体制の整備が図られているか。
・　事業者として利用者等への説明責任を果たすため、書類の整備等が適切に行われているか。

③ 虐待防止・身体的拘束等の原則禁止について

・　虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、職員に対する研修の実施及び担当者の設置等の取組が行われているか。
・　身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な手続きで行われているか。

④ 感染症等対策について

・　感染症等の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の取組が行われているか。

⑤ 危機管理への取組について

・　感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が継続的に実施できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。
・　事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。
・　苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。

⑥ 職場におけるハラスメント対策について

・　セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。

４ 運営指導対象事業所選定方法

① 伊勢市が指導権限を有する障害福祉サービス事業者等（特定相談支援、障害児相談支援）については、おおむね３年に１度実施する。
② その他運営指導が必要と認められる場合は、目安の頻度や指定権限の有無に関わらず、随時実施する。